

平成30年11月30日  
計量標準普及センター  
標準供給保証室

【お知らせ】

基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分」に関する公告について

平成30年11月30日付け下記の公告を行いました。

○国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第 40 号

指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第 77 号)第8条第3項及び第9条の2第2項の規定に基づき国立研究開発法人 産業技術総合研究所が個々に定める基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分を定めたので公告する。なお、平成30年3月30日国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第 58 号(指定製造事業者の指定等に関する省令第8条第3項及び第9条の2第2項の規定に基づき国立研究開発法人産業技術総合研究所が個々に定める基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分)は、平成30年11月29日限り廃止したので公告する。

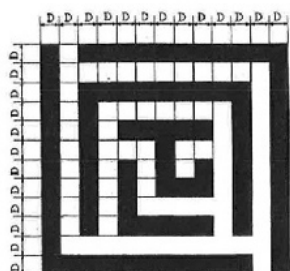
平成30年11月30日 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長 中鉢 良治  
備考 内容は、当研究所計量標準総合センターホームページ  
(<http://www.nmij.jp/>) において閲覧に供する。また、当研究所計量標準普及センター標準供給保証室(茨城県つくば市梅園1-1-1 中央第3)においても閲覧に供する。

上記、「備考」の「内容」(特定計量器毎の基準適合証印に係る詳細)につきましては次頁以降をご覧ください。

平成30年11月30日国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第40号に係る特定計量器  
毎の基準適合証印に係る詳細

指定製造事業者の指定等に関する省令第8条第3項及び同第9条の2第2項の規定に基づき  
国立研究開発法人産業技術総合研究所が個々に定める基準適合証印を付す方法、基準適合証  
印の大きさ<sup>※1</sup>及び基準適合証印を付す特定計量器の部分

※1 基準適合証印の大きさを定めるDは、以下のとおりとする。



基準適合証印を付す方法	特定計量器
<p>一. 打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印、又は、はり付け印</p> <p>二. 容易に消滅しない印刷</p> <p>ただし、いずれの方法であっても、基準適合証印を検査後に計量器に付すこと。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 皮革面積計</li> <li>2. ガラス製温度計(ガラ製体温計を除く)</li> <li>3. 水道メーター、温水メーター、燃料油メーター、液化石油ガスメーター、ガスメーター、量器用尺付タンク</li> <li>4. 密度浮ひょう</li> <li>5. アネロイド型圧力計(アネロイド型血圧計を除く)</li> <li>6. 積算熱量計</li> <li>7. 照度計</li> <li>8. 騒音計</li> <li>9. 振動レベル計</li> <li>10. 濃度計</li> <li>11. 浮ひょう型比重計</li> </ol>
<p>一. 打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印、又は、はり付け印</p> <p>二. 容易に消滅しない印刷</p> <p>三. 腐食・酸化その他の容易に消滅しない表面処理</p> <p>ただし、いずれの方法であっても、基準適合証印を検査後に計量器に付すこと。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非自動はかり</li> <li>2. 分銅又はおもり</li> </ol>
<p>一. 打ち込み印、押し込み印、すり付け印、又は、焼き印</p> <p>二. はり付け印</p> <p>三. 容易に消滅しない印刷</p> <p>四. 成型</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガラス製体温計、抵抗体温計</li> <li>2. アネロイド型血圧計</li> </ol>

<p>ただし、二から四の方法において、検査前に基準適合証印を付す場合には、特定計量器検定検査規則第7条第3項第1号から第3号までに規定する表記事項のうち少なくとも一つを、当該表記事項以外の構造及び器差が検定合格条件を満たしていることを確認した後に付すこと。</p>	
<p>基準適合証印の大きさ<sup>※1</sup></p>	<p>特定計量器</p>
<p>Dは 0.14 ミリメートル以上とする。</p>	<p>分銅又はおもり</p>
<p>Dは 0.2 ミリメートル以上とする。</p>	<p>指定製造事業者の指定等に関する省令第2条第1項のその他の特定計量器(「分銅又はおもり」を除く)</p>
<p>基準適合証印を付す特定計量器の部分 指定製造事業者の指定等に関する省令第8条第2項及び第9条の2第1項によるものとする。</p>	